

任意後見契約（移行型）の締結前報告実施ガイドライン

権利擁護センターぱあとなあ ガイドライン第5号
2013年2月9日制定
最終改正 2014年4月1日

1. 趣旨

昨今、成年後見制度の運用については様々な不祥事が報告されており、専門職後見人もその例外ではありません。特に任意後見制度関連では、任意代理契約から任意後見契約へ移行する移行型に多く見られています。報告されている多くの問題は、任意代理契約の曖昧さや、任意後見契約に移行する時期や判断の曖昧さに見られます。これらは任意代理契約自体が公正証書でなくても契約を締結することが可能なことや、任意後見契約については、本人の判断能力を適確に判断していないことから、知らず知らずのうちに本人の権利を侵害している場合があり、問題となっているわけです。

本ガイドラインは、任意後見契約（移行型）の曖昧さに伴うリスクを回避するために、都道府県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ（以下「都道府県ぱあとなあ」という。）が実施することのできる任意後見契約（移行型）の締結に伴う契約前報告についての考え方と手順を示すものです。

具体的には、任意後見契約に伴い任意代理契約を締結する場合は、本人の判断能力や契約内容等について、ぱあとなあ名簿登録者が事前に都道府県ぱあとなあに報告することで、契約当事者（本人及び任意後見人予定者であるぱあとなあ名簿登録者）と都道府県ぱあとなあがその内容を共有し、本人及びぱあとなあ名簿登録者に都道府県ぱあとなあが見守りしている安心感を提供できるようにすることです。

2. 報告の内容・書式

(1) 契約前の報告として、本人の同意を得た上で以下の報告を行ってください。

契約前の報告は以下の2回とする。

① 任意代理・任意後見契約事前協議報告書（様式1）

任意代理・任意後見の相談または依頼が、受任候補者であった時点で、報告を報告書の提出をもって行う。

② 任意代理・任意後見契約前報告書（様式2）

公正証書（契約書）の下書きが完成した時点での報告を報告書の提出をもって行う。

<添付書類>

・契約書

※契約に「ぱあとなあ報告」の本人同意が盛り込まれていない場合は、同意書を添付してください。

※契約書例（参考資料）

・財産目録・収支報告書（様式3）（可能な限り添付とする。）

(2) 契約後の報告として、以下の報告を行ってください。

① 初回報告

・ぱあとなあ活動報告書書式

②定期報告

- ・ばあとなあ活動報告書書式

提出時期

- ・2月及び都道府県社会福祉士会の指定する時期

3. 報告先

- ・都道府県社会福祉士会ばあとなあ

4. 都道府県ばあとなあへの対応

(1) 都道府県ばあとなあでの確認の流れ

- ・受任者から提出された「任意代理・任意後見契約事前協議報告書（様式 1）」および「任意代理・任意後見契約前報告書（様式 2）」は、各都道府県ばあとなあで確認し、助言・支援を行ってください。
- ・報告内容等に問題がある場合は、基本的には都道府県ばあとなあで対応してください。都道府県ばあとなあで解決できない問題については、本会ばあとなあに連絡してください。本会ばあとなあから都道府県ばあとなあに助言を行います。「任意代理・任意後見契約前確認シート（様式 4）」を用いて受任者および本会ばあとなあと連絡をとってください。
- ・報告書受理後2週間以内に、報告者に確認結果を通知するようにしてください。ただし、本会ばあとなあに助言を求める場合は、1か月程度の期間を要します。

(2) 確認の着目点

「任意代理・任意後見契約事前協議報告書」及び「任意代理・任意後見契約前報告書」から以下の内容を読み取り、受任者の支援・対応を行ってください。

■任意代理・任意後見契約事前協議報告書（様式 1）

- ① 「2. 本人と受任者との関係性」
 - ・利益相反になっていないか。
 - ・本職との関係
- ② 「3. 受任依頼内容」
 - ・契約書例（参考資料）と比べて特異な内容はないか。
 - ・死後の事務については問題ないか。
 - ・遺言作成・遺産相続などの事項について問題がないか。
- ③ 「5. 受任依頼の経緯」
 - ・本業との関係で問題はないか。
 - ・利益誘導になっていないか。

■任意代理・任意後見契約前報告書（様式 2）

- ① 「2. 本人の判断能力」
 - ・何をもちて判断能力の有無を確認したのか。

(診断書 第三者確認 要介護度 ほか)

- ・客観的視点を持って判断しているか

②「3. 契約内容」

- ・特約等の条文の内容（死後事務 ほか）が適正か
- ・代理権の範囲

③「4. 報酬」

- ・財産状況、死後事務について、適正な内容であるか。
- ・報酬が社会通念から大きく逸脱していないか。

※初回報告、定期報告における確認の着目点は、「ぱあとなあ活動報告書の内容チェックのガイドライン」に基づいて行う。

附 則

- 1 本ガイドラインは、2013年2月9日制定、2013年4月1日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(2014年4月1日)